

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-293542

(P2005-293542A)

(43) 公開日 平成17年10月20日(2005.10.20)

| | | |
|-----------------------------|-----------------|-------------|
| (51) Int. Cl. ⁷ | F I | テーマコード (参考) |
| G06F 17/60 | G06F 17/60 234E | 3E038 |
| G07C 1/00 | G06F 17/60 162Z | |
| | G06F 17/60 510 | |
| | G06F 17/60 512 | |
| | G07C 1/00 C | |
| 審査請求 未請求 請求項の数 2 書面 (全 6 頁) | | |

(21) 出願番号 特願2004-251114 (P2004-251114)
 (22) 出願日 平成16年8月4日(2004.8.4)
 (31) 優先権主張番号 特願2004-109439 (P2004-109439)
 (32) 優先日 平成16年3月8日(2004.3.8)
 (33) 優先権主張国 日本国(JP)

(71) 出願人 504132836
 株式会社ビスマックス
 東京都品川区東五反田1-21-9 ウィ
 スタリア東五反田ビル10階
 (72) 発明者 金地 豊
 東京都港区赤坂8-6-17 赤坂グラン
 ドハウス410号
 Fターム(参考) 3E038 AA01 BA02 BB05 GA02 JA02

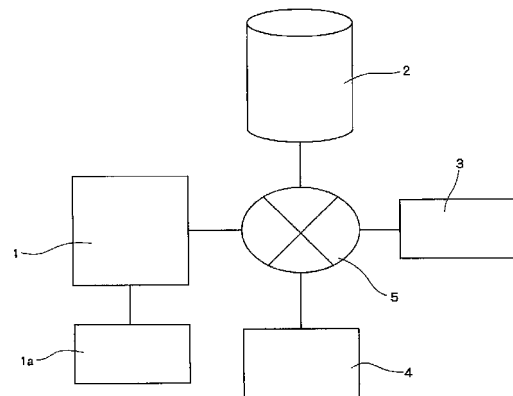
(54) 【発明の名称】 短期就労者・パート・アルバイトの補償システム

(57) 【要約】

【課題】 短期就労者の労働災害事故の補償算定は出勤時間・出勤日数で算定するものであるが、勤務体制が流動的であるためと、雇用側の管理体制も曖昧で社会的な制度も厳守されていないのが実情である。

【解決手段】 短期就労者を識別すると共にその個人を識別するIDカード1aを発行する個人識別手段1と、個人識別手段で識別された個人識別データを通信手段5を介して記憶させるデータベース2と、データベースに記憶させた個人識別データを表示させるデータ表示手段3と、短期就労者の就労時間、就労日数を入力する就労管理手段4とを備え、就労管理手段の就労データをデータベースに蓄積すると共に、短期就労者に労働災害事故が発生した場合に予め設定された救済補償条件とデータベースに蓄積された個人識別データと就労データとをデータ表示手段に表示させて照合するものである。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

短期就労者・パート・アルバイトの個人を識別すると共にその個人を識別する ID カードを発行する個人識別手段と、該個人識別手段で識別された個人識別データを通信手段を介して記憶させるデータベースと、該データベースに記憶させた個人識別データを通信手段を介して表示させるデータ表示手段と、短期就労者・パート・アルバイトの就労時間、就労日数を入力する就労管理手段とを備え、前記就労管理手段の就労データを一定期間毎に前記データベースの夫々の個人識別データに蓄積すると共に、短期就労者・パート・アルバイトに労働災害事故が発生した場合に予め設定された救済補償条件と前記データベースに蓄積された個人識別データと就労データとをデータ表示手段に表示させて照合することを特徴とする短期就労者・パート・アルバイトの補償システム。

10

【請求項 2】

前記個人識別手段は指紋、声紋、虹彩、手のひらの毛細血管、その他の個人識別方法で個人を識別することを特徴とする請求項 1 に記載の短期就労者・パート・アルバイトの補償システム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は短期就労者・パート・アルバイトの補償システムに関するものであり、更に詳細には、短期就労者・パート・アルバイトの就労時間・就労日数の就労データを管理して、労働災害事故時に予め設定した大きな補償をする救済補償条件により補償費用算定をする短期就労者・パート・アルバイトの補償システムに関するものである。

20

【背景技術】

【0002】

従来から、短期就労者・パート・アルバイトのための労働災害事故の場合の補償算定は出勤時間・出勤日数で算定するものであるが、勤務体制が流動的であるためと、雇用側の管理体制も曖昧で又大きな問題であるにかかわらず社会的な制度も厳守されていないのが実情である。

【0003】

つまり、雇用側は短期就労者・パート・アルバイトであっても労働災害保険に加入する義務があるが、在社期間が短く出入りの激しいためと経費節減をするために短期就労者・パート・アルバイトには労働災害保険に加入していないのが実態である。

30

【0004】

その為に出退社管理するものとして、例えば、出勤登録手段 13 はバーコード読み取り装置 3 によって読み取られた従業員 ID を伴う携帯電話装置 2 からの出勤登録要求に基づいて DB 11 に従業員 ID に該当する従業員の出勤登録を行い、退勤登録手段 14 はバーコード読み取り装置 3 によって読み取られた従業員 ID を伴う携帯電話装置 2 からの退勤登録要求に基づいて DB 11 に従業員 ID に該当する従業員の退勤登録を行い、給与明細作成手段 15 は DB 11 に蓄積された各従業員の出勤に関する情報に基づいて各従業員の給与明細に関する情報を作成し、DB 11 に記録し、給与明細検索手段 16 はバーコード読み取り装置 3 によって読み取られた従業員 ID を伴う携帯電話装置 2 からの給与明細要求に対し、DB 11 から従業員 ID に該当する従業員の給与明細に関する情報を取得し返信するもの（特許文献 1 参照）や、本発明のネットワーク勤怠管理システム 1 は、ゲート管理システム 10 およびネットワーク管理システム 20 から得られた、個人の入退室データを元に勤怠管理を行うシステムにおいて、各個人の 1 日の最初の入室時刻を出勤時刻とし個人の最後の退室時刻を退勤時刻とし、ゲート管理システム 10 からの個人情報欠損している場合に、ネットワーク管理システム 20 からの情報を補完的に補充して、勤怠情報を把握することを特徴とするもの（特許文献 2 参照）や、対象情報取得部 11 やユーザ入力部 12 により、対象物の認証に必要な情報（対象情報）を取得する。取得された対象情報は、演算制御部 30 を介して認証対象情報処理部 40 に入力され、対象情報認証部

40

50

41によって個人、物品等が認証される。この認証の際、対象情報DB42を利用する。また、GPSデータ受信部51や位置情報受信部52により、現在位置の特定に必要な位置情報を取得する。この位置情報は、GPS衛星、携帯電話やPHSの基地局等から取得する。位置情報認証部71は、取得された位置情報と予め記憶部90に記憶されている情報に基づいて、位置の認証を行う。この認証の際、位置情報DB72を利用するもの(特許文献3参照)等が開示されている。

【特許文献1】特開2003-281586号公報

【特許文献2】特開2002-208050号公報

【特許文献3】特開2004-80777号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

然し乍ら、出勤登録手段13はバーコード読み取り装置3によって読み取られた従業員IDを伴う携帯電話装置2からの出勤登録要求に基づいてDB11に従業員IDに該当する従業員の出勤登録を行い、退勤登録手段14はバーコード読み取り装置3によって読み取られた従業員IDを伴う携帯電話装置2からの退勤登録要求に基づいてDB11に従業員IDに該当する従業員の退勤登録を行い、給与明細作成手段15はDB11に蓄積された各従業員の出退勤に関する情報に基づいて各従業員の給与明細に関する情報を作成し、DB11に記録し、給与明細検索手段16はバーコード読み取り装置3によって読み取られた従業員IDを伴う携帯電話装置2からの給与明細要求に対し、DB11から従業員IDに該当する従業員の給与明細に関する情報を取得し返信するものでは、出退勤の管理は可能なものの短期就労者・パート・アルバイトのための労働災害事故の場合の補償算定は念頭にないものである。

【0006】

更に、本発明のネットワーク勤怠管理システム1は、ゲート管理システム10およびネットワーク管理システム20から得られた、個人の入退室データを元に勤怠管理を行うシステムにおいて、各個人の1日の最初の入室時刻を出勤時刻とし個人の最後の退室時刻を退勤時刻とし、ゲート管理システム10からの個人情報が欠損している場合に、ネットワーク管理システム20からの情報を補完的に補充して、勤怠情報を把握することを特徴とするものでも、勤怠情報を把握できるものであるが、前述と同様に、短期就労者・パート・アルバイトのための労働災害事故の場合の補償算定は念頭にないものである。

【0007】

更には、対象情報取得部11やユーザ入力部12により、対象物の認証に必要な情報(対象情報)を取得する。取得された対象情報は、演算制御部30を介して認証対象情報処理部40に入力され、対象情報認証部41によって個人、物品等が認証される。この認証の際、対象情報DB42を利用する。また、GPSデータ受信部51や位置情報受信部52により、現在位置の特定に必要な位置情報を取得する。この位置情報は、GPS衛星、携帯電話やPHSの基地局等から取得する。位置情報認証部71は、取得された位置情報と予め記憶部90に記憶されている情報に基づいて、位置の認証を行う。この認証の際、位置情報DB72を利用するものでは、特定の個人は認証できるものの、短期就労者・パート・アルバイトのための労働災害事故の場合の補償算定はできないものである。

【0008】

つまり、従来、労働災害事故が発生しても雇用者側が短期就労者・パート・アルバイトの出勤・入社データの作成を無視していたことや充実させていなかったため雇用における補償の基準が曖昧であり就労時間・就労日数による補償算定の計算ができない場合が多く、又、雇用者側は経費節減のため短期就労者・パート・アルバイトの補償に関しての責任感が希薄であり、更には、補填できる制度もなく、その為、短期就労者・パート・アルバイトに労働災害事故が発生した場合には、就労時間・労働に見合った保証がなく安心した就労ができず生活の場においても大きな不安をかかえ、正式な社員とは、保証という点において格差があり差別感を感じながら就労している実情である。

10

20

30

40

50

【課題を解決するための手段】**【0009】**

本発明の短期就労者・パート・アルバイトの補償システムは、前述の課題に鑑み、鋭意研鑽の結果、短期就労者・パート・アルバイトの個人を識別すると共にその個人を識別するIDカードを発行する個人識別手段と、個人識別手段で識別された個人識別データを通信手段を介して記憶させるデータベースと、データベースに記憶させた個人識別データを通信手段を介して表示させるデータ表示手段と、就労時間、就労日数を入力する就労管理手段とを備え、就労管理手段の就労データを一定期間毎にデータベースの個人識別データに蓄積すると共に、労働災害事故が発生した場合に予め設定された救済補償条件とデータベースに蓄積された個人識別データと就労データとをデータ表示手段に表示させて照合するものであり、更に、個人識別手段は指紋、声紋、虹彩、手のひらの毛細血管、その他の個人識別方法で個人を識別するものである。

10

【発明の効果】**【0010】**

本発明の短期就労者・パート・アルバイトの補償システムは、現在我が国には1,200万人にいらると言われている短期就労者・パート・アルバイトの就労者に対して、簡単・スピーディーに雇用者と就労者との相互の不安材料であった労働災害事故の補償問題の一部を解消することができ、また、正式社員と短期就労者・パート・アルバイトとの間にあった社会的にも大きな問題であった就労上の格差・差別感をなくするものであり、雇用者側にとっても不安要素であった労働災害補償の問題の一部を解消して安心公平な就労環境にて就業させることができる画期的で実用性の高い発明である。

20

【発明を実施するための最良の形態】**【0011】**

本発明は短期就労者・パート・アルバイトの補償システムに関するものであり、更に詳細には、短期就労者・パート・アルバイトの就労時間・就労日数の就労データを管理して、労働災害事故時に予め設定した大きな補償をする救済補償条件により補償費用算定をする短期就労者・パート・アルバイトの補償システムに関するものであり、請求項1に記載の短期就労者・パート・アルバイトの補償システムは、短期就労者・パート・アルバイトの個人を識別すると共にその個人を識別するIDカード1aを発行する個人識別手段1と、該個人識別手段1で識別された個人識別データを通信手段5を介して記憶させるデータベース2と、該データベース2に記憶させた個人識別データを通信手段5を介して表示させるデータ表示手段3と、短期就労者・パート・アルバイトの就労時間、就労日数を入力する就労管理手段4とを備え、前記就労管理手段4の就労データを一定期間毎に前記データベース2に蓄積すると共に、短期就労者・パート・アルバイトに労働災害事故が発生した場合に予め設定された救済補償条件と前記データベース2に蓄積された個人識別データと就労データとをデータ表示手段3に表示させて照合することを特徴とするものである。

30

【0012】

更に、請求項2に記載の短期就労者・パート・アルバイトの補償システムは、請求項1に記載の短期就労者・パート・アルバイトの補償システムにおいて、前記個人識別手段1は指紋、声紋、虹彩、手のひらの毛細血管、その他の個人識別方法で個人を識別することを特徴とするものである。

40

【実施例】**【0013】**

以下、本発明の短期就労者・パート・アルバイトの補償システムを実施例の図面を用いて詳細に説明すると、図1は本発明の短期就労者・パート・アルバイトの補償システムの実施例の構成図である。

【0014】

即ち、個人識別手段1は短期就労者・パート・アルバイトの個人を識別するもので、免許書、身分証明書等の提示を求め姓名、誕生日、現住所等により短期就労者・パート・アルバイトの個人を識別すると共に、その個人に対してIDカード1aを発行するものであ

50

る。

【0015】

そして、IDカード1aは個人識別手段1により発行されるもので、予めIDカード1aに備えた磁気又はICチップ等の情報記憶部に個人の識別に必要とする数字又は符号等の情報を記憶させると共に、IDカード1aの管理は短期就労者・パート・アルバイト自身が行い出退勤の際の入力用、或いは、個人を識別する身分証明としても用いられるもので、転職した場合でも同じデータベース2を使用している場合は勤務履歴等の表示が可能となるものである。

【0016】

次に、データベース2は個人識別手段1で識別された個人識別データをインターネット、通信回線等の通信手段5を介して記憶させるものであり、後述する就労管理手段4の就労データも併せて蓄積できるものである。

【0017】

次いで、データ表示手段3は汎用されているパーソナルコンピュータ等の端末機器良く、データベース2に記憶又は蓄積させた個人識別データ及び就労データをインターネット、通信回線等の通信手段5を介して表示させるものである。

【0018】

更には、就労管理手段4は短期就労者・パート・アルバイトの就労時間、就労日数を入力するものであり、短期就労者・パート・アルバイトが出退勤時に自ら操作して入力するもので、例えば、就労管理手段4に出退勤時にIDカード1aを通すことで就労時間、就労日数を就労管理手段4に入力するものである。

【0019】

更に、個人識別データを記憶させたデータベース2には、就労管理手段4の夫々の就労データを一日に一回等の一定期間毎に通信手段5により送信して蓄積するものである。

【0020】

そして、短期就労者・パート・アルバイトに労働災害事故が発生した場合にはデータベース2に蓄積された個人識別データと就労データとをデータ表示手段3に表示させて、予め設定された救済補償条件と照合することで短期就労者・パート・アルバイトの共済をするものである。

【0021】

更には、前記個人識別手段1を指紋、声紋、虹彩、手のひらの毛細血管、その他の識別方法で個人を識別するもので、個人識別手段1の画像又はデータで個人が識別できるものなら構わないものであり、就労管理手段4の入力もこれ等の識別方法を用いて行うことも可能なものである。

【0022】

本発明の短期就労者・パート・アルバイトの補償システムは、就労者の個人の識別を個人識別手段1により識別して、個人識別データの画像又はデータを通信手段5を介してデータベース2に記憶させるもので、就労者は就労に伴って就労管理手段4を操作して就労データを入力するものである。

【0023】

そして、入力された就労データは一定の期間毎にまとめてデータベース2に送信するので、送信された就労データは夫々の就労者別に個人識別データに蓄積されているものである。

【0024】

次いで、労働災害事故が発生した場合には、データ表示手段3で個人識別データと就労データとを表示させて予め設定された大きな補償をする救済補償条件と照合させて補償を決定するものである。

【産業上の利用可能性】

【0025】

本発明の短期就労者・パート・アルバイトの補償システムは、短期就労者の雇用の割合

10

20

30

40

50

が多い、飲食業、小売業、ビル管理、警備業等に好適に使用できるもので、労働災害事故の救済が可能となり、正式社員と短期就労者・パート・アルバイトとの間にあった社会的にも大きな問題であった就労上の格差・差別感をなくするものであり、雇用者側にとっても不安要素であった労働災害補償の問題の一部を解消して安心公平な就労環境にて就業させることができるものである。

【図面の簡単な説明】

【0026】

【図1】 図1は本発明の短期就労者・パート・アルバイトの補償システムの実施例の構成図である。

【符号の説明】

【0027】

- 1 個人識別手段
- 1 a IDカード
- 2 データベース
- 3 データ表示手段
- 4 就労管理手段
- 5 通信手段

【図1】

